

競争的研究費の直接経費から研究代表者等人件費の
支出により確保された財源の活用方針

令和5年4月1日

京都府立大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者等の person 費の支出に関する取扱要領第7条第1項の規定に基づき、競争的研究費の直接経費からの研究代表者等人件費の支出により確保された財源の活用方針を、下記のとおり定める。

記

1 目標

本学は、京都府民に支えられ地域とともに歩む「知の拠点」として、学問分野の多様性と卓越性を高めるために必要な研究環境の向上、優れた人材の確保等のために、研究代表者等の person 費から拠出された財源を本学の研究力強化に活用する仕組み(以下「本制度」という。)を構築し運用する。

2 上記目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

本制度により拠出された財源については、次の各取組に充当する。

- (1) 本制度により person 費を拠出した研究代表者等自身への研究力強化
 - ア 研究室の環境整備のための費用
 - イ 論文作成費用、特許出願費用等研究成果の公開及び活用のための費用
 - ウ その他研究代表者等の研究推進に必要な経費
- (2) 本学の研究力強化に資する方策
 - ア 基盤的な研究や挑戦的又は萌芽的研究に対する研究費の支援
 - イ 博士課程学生等若手研究者活躍のための支援に係る費用
 - ウ 研究人材や支援人材 (URA・技術職員等) 雇用に係る費用
 - エ 研究設備や機器の共用化に係る費用
 - オ その他本学の研究力強化に資する取組に係る費用

3 本制度により確保された財源の配分と活用について

本制度により確保された財源の配分については、当分の間、本制度により person 費を拠出した研究代表者等の所属する教育研究組織に配分し、予算の範囲内で、上記2に示した使途に活用することとする。

4 活用に当たって留意事項

- (1) 直接経費の使途は、研究費を獲得した研究者が、自らの責任において研究の着実な遂行のために判断するものであり、本学は直接的・間接的に本制度への拠出を強制はしない。
- (2) 本制度の活用にあたっては、上記の目標の達成のために人事給与マネジメントの改善等を含む組織改革と一体的に実施する。
- (3) 本制度については、全学的な活用・実施状況を踏まえつつ、必要に応じて見直しをする。